

平成27年米原市議会第4回定例会 請願文書表

請願番号	請願 第 4 号	受理年月日	平成27年11月20日
件 名	差別を扇動するヘイトスピーチを禁止する法律の制定を求める意見書の提出を求める請願		
請願者住所 氏名	大津市におの浜4丁目1-14 部落解放・人権政策確立要求滋賀県実行委員会 会長 浅野 誉山		
紹介議員	鏑田 明、吉田 周一郎、松宮 信幸		

〔請願の要旨〕

ここ数年、在日コリアンや被差別部落出身者などを標的とするヘイトスピーチ〔憎悪をともなう差別扇動〕が全国各地で発生しています。

2014年12月、最高裁判所は「在日特権を許さない市民の会」〔在特会〕が学校法人京都朝鮮学園に対して行ったヘイトスピーチに対して在特会の上告を退ける決定を行い大阪高裁判決が確定しました。

この事件は、「在特会」のメンバーが2009年から2010年にかけて当時京都市南区にあった京都朝鮮第一初級学校近くで、拡声器を使って「朝鮮学校を日本からたたき出せ」「ゴキブリ、ウジ虫、朝鮮半島へ帰れ」などと怒声を浴びせる街宣活動を行いました。また、その街宣活動をインターネット上で公開しました。

これらの行為に対して京都地方裁判所、大阪高等裁判所は「このような街宣活動は日本も加盟している人権差別撤廃条約で禁じる人種差別にあたる。」「同条約第4条で犯罪として取り締まるべきとされる人種差別行為」としました。

また、国連人種差別撤廃委員会は2014年8月29日、異なる人種や少数民族に対する差別を煽るヘイトスピーチを行った個人や団体に対して、「捜査を行い、必要な場合は起訴すべき」との勧告を日本政府に行いました。

このようにヘイトスピーチは国際社会では犯罪行為であるとの認識が常識となっておりヘイトスピーチを規制し処罰する法律を定めています。

残念ながら、わが国に置いては「表現の自由」などの理由によってヘイトスピーチを規制・処罰する法律が存在しないため野放し状態になっています。

ヘイトスピーチは「重大な犯罪行為」であるとの認識のもとヘイトスピーチを「規制」「処罰」するための法律を政府が速やかに制定されることを求める意見書を内閣総理大臣と国会をはじめとした関係行政省庁に提出されることをお願いいたします。

付託先委員会	総務教育常任委員会
--------	-----------